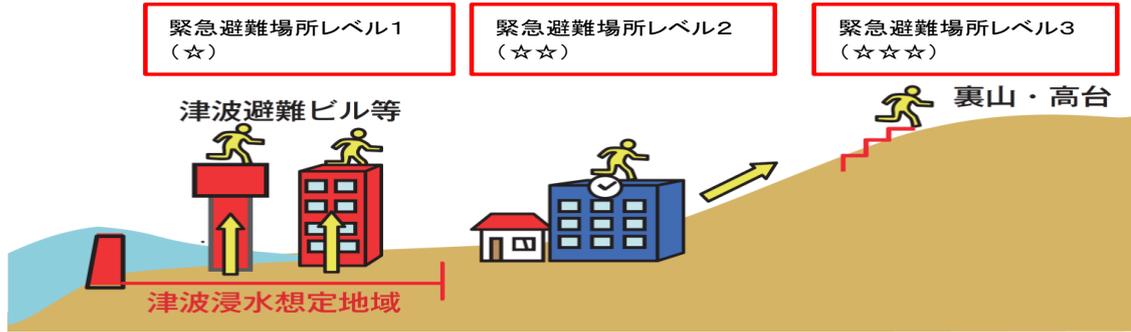


和歌山県における避難場所の考え方

1 津波避難場所安全レベルの考え方

緊急避難場所レベル3 (☆☆☆)	浸水の危険性がない地域に、より標高が高くより離れた安全な場所を指定
緊急避難場所レベル2 (☆☆)	浸水予想近接地域に、緊急避難場所（レベル3）へ避難する余裕が無いときの緊急避難場所として指定
緊急避難場所レベル1 (☆)	浸水の危険性がある地域に、時間的に緊急避難場所（レベル2、3）に避難する余裕がない場合に対応するために緊急避難場所として指定



2 風水害避難場所安全レベルの考え方

避難場所 (☆☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難場所
避難場所 (☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難場所
避難場所 (☆)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難場所
避難場所 (☆) (注)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がより高い避難場所

災害種別	立地状況	木造等 1階	木造等 2階	RC 1階	RC 2階	RC 3階	RC 4階以上	RC強 1階	RC強 2階	RC強 3階	RC強 4階以上	
土砂災害	① 下記区域外に立地	☆☆☆ (強度ありの場合※2)	☆☆☆ (強度ありの場合※2)	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
	② 土砂災害危険箇所・山地災害危険区域（法指定外）の近くに立地	☆ (注)	☆ (注)	☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
	③ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内（法指定）に立地	☆ (注)	☆ (注)	☆ (注)	☆	☆	☆	☆	☆☆	☆☆	☆☆	
浸水	A 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）に立地する場合											
	① 氾濫流	風水害避難場所安全レベルを設定しない。		原則として、風水害避難場所安全レベルを設定しない。ただし、建物の規模、浸水深や流速を確認の上、流失、倒壊等のおそれがない場合は、Bにより判断する。								
	② 河岸浸食	風水害避難場所安全レベルを設定しない。										
	B 家屋倒壊等氾濫想定区域に立地していない場合											
	③ 浸水区域外に立地	☆☆☆ (強度ありの場合※2)	☆☆☆ (強度ありの場合※2)	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆
	④ 想定浸水深50cm未満の地域に立地 ※床下程度の浸水	☆☆	☆☆☆ (強度ありの場合※2)	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆
	⑤ 想定浸水深50cm以上3m未満の地域に立地 ※1階までの浸水	☆	☆☆	☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆
⑥ 想定浸水深3m以上5m未満の地域に立地 ※2階までの浸水	☆ (※1)	☆	☆ (※1)	☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆ (※1)	☆	☆☆	☆☆☆	
⑦ 想定浸水深5m以上の地域に立地 ※3階以上の浸水	☆ (※1)	☆ (※1)	☆ (※1)	☆ (※1)	☆ (※1)	☆	(※3)	☆ (※1)	☆ (※1)	☆	(※3)	

土砂災害と浸水による☆の数が異なる場合には、少ない方を当該避難場所の区分とする。

※1 過去の浸水状況や地理的情報等により、☆か☆ (注) にするかをどうかを判断するもの。
 ※2 強度ありの場合とは、昭和56年6月から適用されている建築基準法の前震基準（新耐震基準）によって、震度6強以上の地震に対し建物が倒壊せず人命を保護できる施設をいう。その他の施設については、施設の状態により☆☆☆又は☆☆とする。
 ※3 最上階のすぐ下の階が浸水深より高ければ☆☆☆とする。最上階のすぐ下の階が浸水深より低い、最上階は浸水深より高ければ☆☆とする。最上階が浸水深より低ければ☆☆もしくは☆ (注) とする。